

都市社会文化研究科 博士論文審査基準

<研究テーマの妥当性>

申請された学位にふさわしい、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。

<研究方法の適切性>

研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、資料の収集、調査結果の処理や分析が適切なものであること。

<論述・論旨の妥当性>

先行研究を十分に理解し、研究テーマとの関連および相違を明確に提示していること。
博士論文の構成、論述が明確で、結論に至る論理展開に一貫性が認められること。

<論文作成能力>

博士論文の体裁、文章表現、図表の作成法が的確で、高度な研究者に相応しい論文作成能力があると認められること。

<独創性>

研究内容に独自の価値が認められ、当該研究領域に貢献する可能性がある優れた成果を提供していること。

都市社会文化研究科 博士論文審査体制・審査手続き

<課程博士学位審査論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること、または単位修得満期退学後2年以内であること。
2. 予備審査に合格していること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。
4. 少なくとも学術論文1編が、審査委員制度が設けられている学術雑誌に、申請者の単著又は第一著者として発表されているか、又は発表が決定されていること。

<課程博士学位審査体制及び手続き>

1. 課程博士学位申請者は、研究科が指定する期間内に、論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表する。発表後、学位論文に関する専門分野の科目、関連分野の科目及び外国語科目について最終試験を行う。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、主研究指導教員を除く4名以上の学位審査資格を持つ専任教員で構成される審査委員会により審査を行う。また、研究科が必要と認めるときは、外部委員を2名まで審査会に加えることができる。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

<論文博士学位審査の審査体制及び手続き>

1. 学位申請は随時受け付ける。
2. 論文博士については、課程博士の学位論文の要件を越える顕著な成果を必要とする。
3. 審査委員会は、5名以上の学位審査資格を持つ専任教員で構成する。
4. 研究科主催の公開発表会に先立ち予備審査を行い、以降の審査については課程博士学位審査と同様に行う。

国際マネジメント研究科 博士論文審査基準

<研究テーマの妥当性>

研究科の学位授与方針に照らして、適切なテーマが設定され、研究目的が明確であること。

<研究方法の適切性>

研究テーマに関連する先行研究が十分レビューされており、それと関連づけて論旨が展開されていること。研究目的に合致した、適切な方法・手法によって研究が進められていること。

<論述・論旨の妥当性>

論文の構成と体裁が整っていること。

<論文作成能力>

論旨の展開が論理的であり、整合的な結論が得られていること。また、文章表現、図表、データ等が、適切に用いられていること。

<独創性>

学術的な新規性と独創性が認められること。

<学会等への公表>

研究成果が学会等で発表され、かつ学術雑誌において公刊される形で当該専門分野の学会等から評価を受けていること。

国際マネジメント研究科 博士論文審査体制・審査手続き

<課程博士学位審査論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること、または単位修得満期退学後2年以内であること。
2. 予備審査に合格していること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。
4. 少なくとも学術論文1編が、審査委員制度が設けられている学術雑誌に、申請者の単著又は第一著者として発表されているか、又は発表が決定されていること。

<課程博士学位審査体制及び手続き>

1. 課程博士学位申請者は、研究科が指定する期間内に、論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表する。発表後、学位論文に関する専門分野の科目、関連分野の科目及び外国語科目について最終試験を行う。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、主研究指導教員を除く4名以上の学位審査資格を持つ専任教員で構成される審査委員会により審査を行う。また、研究科が必要と認めるときは、外部委員を2名まで審査会に加えることができる。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

<論文博士学位審査の審査体制及び手続き>

1. 学位申請は随時受け付ける。
2. 論文博士については、課程博士の学位論文の要件を越える業績を必要とする。
3. 審査委員会は、5名以上の学位審査資格を持つ専任教員で構成する。
4. 研究科主催の公開発表会に先立ち予備審査を行い、以降の審査については課程博士学位審査と同様に行う。

生命ナノシステム科学研究科 博士論文審査基準

1. 未解明で意義のある研究課題に主体的に取り組んだか。
2. 研究計画、方法が適切、かつ十分であったか。
3. 研究課題について、意義のある成果が得られたか。
4. 研究内容周辺および理学一般における学識が十分であったか。
5. 博士論文が論理的かつ明解に記述されているか。
6. 博士論文発表会での発表と質疑に対する応答が論理的かつ明解に行われたか。
7. 理学博士に値する研究能力、論文作成能力、学識を有しているか

生命ナノシステム科学研究科 博士論文審査体制・審査手続き

<課程博士学位審査論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること、または単位修得満期退学後2年以内であること。
2. 予備審査に合格していること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。
4. 博士学位審査論文の主要部分が、審査委員制度が設けられている国際学術誌に、申請者を第一著者として英文で発表されているか、発表が決定されていること。

<課程博士学位審査体制及び手続き>

1. 課程博士学位申請者は、研究科が指定する期間内に、論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表する。発表後、学位論文に関する専門分野の科目、関連分野の科目及び外国語科目について最終試験を行う。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、主研究指導教員を除く4名以上の学位審査資格を持つ専任教員で構成される審査委員会により審査を行う。また、研究科が必要と認めるときは、外部委員を2名まで審査会に加えることができる。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

<論文博士学位審査の審査体制及び手続き>

1. 学位申請は随時受け付ける。
2. 論文博士については、課程博士の学位論文の要件を越える業績を必要とする。
3. 審査委員会は、5名以上の学位審査資格を持つ専任教員で構成する。
4. 研究科主催の公開発表会に先立ち予備審査を行い、以降の審査については課程博士学位審査と同様に行う。

生命医科学研究科 博士論文審査基準

1. 専門分野の科目
研究内容に新規性、重要性があり、そこで用いた方法は妥当か。研究活動を主体的に行ったか。口頭発表において、論理的な説明を行うことができ、質疑に対する応答が妥当であったか。
2. 関連分野の科目
研究テーマの周辺領域、さらに生命医科学一般における学識はあるか。
3. 外国語科目
英文を書く能力、英語での発表、質疑をする能力は十分か。
4. 総合判定
理学博士に値する研究能力、論文作成能力、学識を有しているか。

生命医科学研究科 博士論文審査体制・審査手続き

<課程博士学位審査論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること、または単位修得満期退学後2年以内であること。
2. 予備審査に合格していること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。
4. 博士学位審査論文が、審査委員制度が設けられている国際学術雑誌に申請者を第一著者として英文で発表されるか、発表が決定されていること。

<課程博士学位審査体制及び手続き>

1. 課程博士学位申請者は、研究科が指定する期間内に、論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、研究科主催の公開発表会で内容を発表する。発表後、学位論文に関する専門分野の科目、関連分野の科目及び外国語科目について最終試験を行う。
3. 学位審査部会の中に審査委員会を設け、主研究指導教員を除く4名以上の学位審査資格を持つ本研究科教員で構成される審査委員会により審査を行う。また、研究科が必要と認めたときは、外部委員を2名まで審査委員会に加えることができる。
4. 学位審査部会は、審査委員会から提出された評価判定により合否判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

<論文博士学位審査の審査体制及び手続き>

1. 学位申請は随時受け付ける。
2. 論文博士については、課程博士の学位論文の要件を越える業績を必要とする。
3. 審査委員会は、4名以上の学位審査資格を持つ本研究科教員で構成する。
4. 研究科主催の公開発表会に先立ち、学位論文に関連する専門分野の科目及び英語について口頭及び筆答の試験を行い、以降の審査については課程博士学位審査と同様に行う。

医学研究科医科学専攻 博士論文審査基準

1. 研究活動により得られた研究データや知見、課題に対する考察、貢献度等について、十分な質と量が示されているか。
2. 研究の学術的意義や独創性、新規性があるものか。
3. 研究内容に関して俯瞰的理解ができ、学位論文の位置付けが明確であるか。
4. 残された課題やそれを解決するための計画など今後の方向性が明確化されているか。
5. 審査会において、発表や質疑応答の回答内容が適切であったか。

医学研究科医科学専攻 博士論文審査体制・審査手続き

<課程博士学位審査論文提出及び学位申請ができる者>

1. 本学大学院学則に定める修業年限を充足(見込を含む)し、かつ修了に必要な単位を修得(見込を含む)していること、または単位修得満期退学後2年以内であること。
2. 審査申請の前年度までに中間審査を受けていること。
3. 学位の申請について、研究指導教員の承認を得ていること。
4. 博士学位審査論文が、審査委員制度が設けられている国際学術誌に、申請者を第一著者として英文で掲載されているか、掲載が決定されていること。

<課程博士学位審査体制及び手続き>

1. 課程博士学位申請者は、研究科が指定する期間内に、論文及び所定様式を提出する。
2. 申請者は、公開の審査会で内容を発表する。発表後、学位審査委員による諮問を行う。
3. 学位審査部会(研究科内)に学位審査委員会を設け、主研究指導教員を除く原則3名の学位審査資格を持つ専任教員で構成される学位審査委員会により審査を行う。また、研究科が必要と認めるときは、外部委員を1名まで学位審査委員会に加えることができる。申請者の親族および、共同研究者は審査委員となることができない。
4. 学位審査委員会は、評価判定を行い、研究科長に提出する。研究科長は、研究科教授会の議を経て学位授与に値すると判定したときは、学位論文審査の結果を学長に報告する。

<論文博士学位審査の審査体制及び手続き>

1. 学位申請は随時受け付ける。
2. 論文博士については、課程博士の学位論文の要件を越える業績を必要とする。研究歴を含め論文博士の申請資格要件は別途定める。
3. 審査委員会は、原則3名の学位審査資格を持つ専任教員で構成する。
4. 公開学位審査会に先立ち語学試験を行い、以降の審査については課程博士学位審査と同様に行う。